

平成30年8月10日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	大塚	政弘
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成29年度中における財産管理事務のうち、当該年度中に異動があった公有財産（土地・建物）の管理事務

（1）企画政策部 資産経営課

2 監査の実施期間

平成30年6月12日から平成30年7月20日まで

3 監査の方法及び関係帳簿等

財産の取得、管理等の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、契約書、財産引継書及び財産台帳等の書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

財産台帳（土地・建物）、財産引継書、廃止財産引継書、登記関係書類、財産に関する調書及びその他関係書類。

4 監査の結果

企画政策部

（1）資産経営課

ア 市有財産（土地・建物）の平成29年度中における取得、処分等の財産異動について、契約書、財産引継書、登記関係書類及び財産台帳等を照合検算した結果、正確に処理されていると認められた。

以上